

令和5年度第1回赤穂市子ども・子育て会議 会議録

【日 時】令和5年12月21日（木）午後2時00分～午後3時40分

【場 所】市役所2階204・205会議室

【出席委員】12名

半田結委員 [兵庫大学教育学部教育学科教授]、睦谷美恵子委員 [赤穂市主任児童委員代表]、岩崎由美子委員 [赤穂市地域活動連絡協議会会長]、池田達哉委員 [高雄小学校長]、亀井祐子委員 [高雄幼稚園長]、佐藤智子委員 [学校法人兵庫カトリック学園赤穂あけぼの幼稚園園長]、松本智子委員 [御崎保育所長]、中川多栄子委員 [社会福祉法人赤穂あおぞら会あおぞら保育園副園長]、大河敦子委員 [御崎保育所保護者会]、岩本知佳委員 [赤穂市PTA連合会母親部会] 森谷充孝委員 [公募市民]、井上昭彦委員 [連合兵庫西部地域協議会副議長]

【欠席委員】2名

金谷公子委員 [姫路日ノ本短期大学非常勤講師]、菊原美緒委員 [公募市民]

【事務局】

健康福祉部	松下直樹健康福祉部長 前田光俊子育て支援課長 日笠二三枝保健センター所長 田淵貴博子育て支援課子育て支援係長
教育委員会	高見博之教育次長（管理） 山内陽子教育委員会こども育成課長 松本久典教育委員会生涯学習課長 田中豊史教育委員会学校教育課長 田中宏樹教育委員会こども育成課こども育成係長
オブザーバー	N e x t - i 株式会社

【次 第】

1. 開会
2. 委員紹介
3. 報告事項
 - ・令和4年度第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画基本施策進捗状況について 【資料1～4】
4. 協議事項
 - ・次期計画策定にかかるニーズ調査等の実施について 【資料5～7・2】
5. その他
6. 閉会

1. 開会

～事務局～

定刻となりましたので、ただ今より令和5年度第1回赤穂市子ども・子育て会議を開催いたします。本日は年末のお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

私は事務局を務めさせていただきます赤穂市子育て支援課の前田と申します。よろしくお願いいたします。

この子ども・子育て会議は、国の法律に基づき設置し、5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画の策定や、計画の点検、評価において子育てに係わる皆様方のご意見をお伺いするものです。委員の皆様には、今年度より2年間お世話になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、健康福祉部長の松下よりご挨拶を申し上げます。

～事務局～

皆さんこんにちは。健康福祉部長の松下でございます。よろしくお願いいたします。本日はご多用の中、令和5年度第1回赤穂市子ども・子育て会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。また平素より、本市の子育て支援事業にご尽力を賜り、誠に厚くお礼を申し上げます。

今、子どもや子育て家庭を取り巻く環境につきましては、社会的にも、児童虐待を初め、子どもの貧困、最近ではヤングケアラーなど様々な課題がございます。またその一方で、国と同様、本市におきましても、人口減少、少子化の加速は大きな課題となっております。

そのような中、国におきましては、令和5年4月1日にこども家庭庁を設置し、同時にこども基本法が施行され、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すとともに、岸田首相が掲げる異次元の少子化対策が盛り込まれた「こども未来戦略」方針に則り、少子化対策を加速化しようとしている状況でございます。

このような中、本市におきましては、着実に現行の第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき、全庁的に子育て支援に取り組んでいるところですが、本計画につきましては、令和6年度末で終了となることから、令和7年度からの新たな計画策定に向け、今年度から取り組むこととしております。委員の皆様におかれましては、今年度から2年間、ご支援とご協力をいただくこととなりますが、この間、現在の子育て支援施策の進捗状況の確認と合わせ、本市の将来を見据えた子育て支援施策についての計画策定についてもご検討いただくという大切な期間でございます。

本日は、その前段といたしまして、協議事項として、計画策定に関するアンケート調査についてご協議いただくこととなっておりますが、次期計画がより良いものになりますよう、委員の皆様方には忌憚のないご意見を、本日は賜りたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

～事務局～

それでは、はじめに本日の配布資料の確認をさせていただきます。資料につきましては、事前にお配りしていますが、レジメ及び資料1「令和4年度第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画基本施策進捗状況」、資料2「地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策における実績」、資料3「特定教育・保育施設における計画値と実績値について」、資料4「令和5年度待機

児童の状況について」、また、協議事項でありますニーズ調査等の実施にかかる資料として、資料5「〈仮称〉第3期赤穂市子ども・子育て支援事業計画の策定について」、資料6「赤穂市 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査 設問項目表」、資料6-1「赤穂市 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査（就学前児童保護者対象調査）」、資料6-2「同じく小学生保護者対象調査」、資料6-3「子どものニーズ調査」、資料7-1「子どもの生活実態調査（保護者用）」資料7-2「同じく（子ども用）」となっております。少し量が多いのですがお揃いでしょうか。また、席上に資料をお配りしておりますが、委員名簿は追加資料となっております。また、レジメ、資料1の9ページから12ページの部分、資料6-1は、差し替えをお願いいたします。修正部分につきましては、資料1の部分は、10ページと11ページの間の右から2つ目の欄のところですが、2ページにわたって「放課後児童支援員認定資格研修等により、支援員の資質向上に努めました。」という一文が抜けておりましたので、追加しております。また、資料6-1は内容は変わっておりませんが、印字が薄かったので、再度印刷し直しております。大変申し訳ございませんが、本日お配りしたものに差し替えをお願いいたします。もし、不足等があるようでしたらお知らせいただければと思います。

2. 委員紹介

続きまして、委員の皆様のご紹介をさせていただきたいと思っております。お手元にお配りしております名簿の順にご紹介させていただきますので、お名前をお呼びいたしましたら席にて簡単にご挨拶の方よろしくをお願いいたします。それでは半田委員お願いします。

（半田委員より順に紹介）

～事務局～

ありがとうございました。

なお、本日は金谷委員と菊原委員につきましては欠席となっております。

次に事務局を紹介いたします。名簿順をお願いいたします。

（事務局の紹介）

～事務局～

本日は教育委員会幼児教育指導担当課長の中塚の方が所用のため欠席となっております。また仮称第3期子ども・子育て支援事業計画策定業務を委託しておりますNext-i株式会社の横尾さんと井上さんにご出席いただいております。

本日の会議は、委員14名中2名の方が欠席されておりますが、過半数の皆さまに出席いただいております。従いまして、赤穂市子ども・子育て会議条例第6条第2項の定足数を満たしていることを報告いたします。

次に、議事に入ります前に、会長、副会長の選任を行いたいと思っております。

赤穂市子ども・子育て会議条例第5条第1項の規定により、会長、副会長は委員の互選で定められておりますが、皆さま、ご意見ありますでしょうか。

ご意見がないようですので、事務局といたしましては、会長に兵庫大学教育学部教育学科教授

の半田委員に、副会長には、本日所要のため欠席されておりますが、姫路日ノ本短期大学非常勤講師の金谷委員をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

～委員～

異議なし

～事務局～

異議なしの声があがりましたが、ご承認いただけるようでしたら拍手をお願いいたします。

～委員～

(拍手)

～事務局～

それでは、早速ですが、半田会長、前のお席へお願いいたします。就任にあたり、半田会長より一言ご挨拶をお願いいたします。

～会長～

皆さま、改めまして、半田と申します。よろしくお願いいたします。前回の計画にも携わらせていただきまして、今回、こども家庭庁ができたりとか、大きく時代が変わるところにもまた携わらせていただけること、大変ありがたく、そしてまた、どうしたものかなというような、そんな思いもございます。皆さま方の意見を頂戴しながら、赤穂市らしい計画を立てていけたらと思っております。私は赤穂市には住んでおりませんで、皆さま方からのお声を頂戴しながらというようなことになろうかと思っておりますけれども、何卒よろしくお願いいたします。

～事務局～

ありがとうございました。

それでは、ここから先の進行につきましては、赤穂市子ども・子育て会議条例第5条第2項の規定により、半田会長をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

3. 報告事項

- ・令和4年度第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画基本施策進捗状況について

～会長～

本日の議事ですね、報告事項が1件と協議事項が1件ございます。こちらの順序に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。今日は資料が大変多くて、目を通すのも大変かなと思っております。事務局のほうには少し丁寧に説明していただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の会議は公開とさせていただきます。本日は、2名の傍聴希望の方がいらっしゃいますので、ここで傍聴の方には入室いただきたいと思います。

(傍聴者入場)

～会長～

それでは、次第に従って進めてまいりたいと思います。

まず、報告事項としまして、令和4年度第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画の基本施策進捗状況について、事務局より説明をお願いいたします。

～事務局～

それでは、資料1、令和4年度第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画基本施策進捗状況をご覧ください。今回は報告事項ということで、第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況につきまして、令和4年度に、新規・拡充した事項、または、事業内容に大きな変化等があり報告する必要がある事業のみ、簡潔にご説明させていただきたいと存じます。

～事務局～

それでは保健センターよりご説明いたします。3ページをお願いいたします。施策1健診事業の充実についてですが、新たな取り組みとして、3歳児健診において、新たに屈折検査機器による視覚検査を実施し、屈折異常や斜視に伴う弱視の早期発見に努めました。

4ページをお願いいたします。施策4、予防接種事業の充実についてですが、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種、子宮頸がん予防接種ですが、積極的勧奨の再開に伴いまして、対象者に個別通知を行い、接種を行っております。保健センターからの説明は以上でございます。

～事務局～

子育て支援課に関する事業についてご説明いたします。

資料の8ページをお願いいたします。15の子育てや家庭教育に関する情報提供の充実についてでございます。子育て応援ナビ「赤穂すくすくキッズ」でございます。「赤穂すくすくキッズ」につきましては、会員向けに子育てイベントの情報や、予防接種をプッシュ通知で配信する機能や、母子健康手帳機能などがあるサイトですが、令和4年8月にリニューアルを行い、アプリを導入したことにより、アイコン表示になったこと、また他言語機能が付加されたため、日本語を母国語としない方も利用しやすくなって、全体的に利便性が向上いたしました。

次にその下の16の各種子育ての相談の充実についてでございます。4つ目のところになりますけれども、令和4年8月に、赤穂市文化会館において、ヤングケアラーに対する共通認識と理解を深めることを目的に研修会を実施し、225名の方に参加をいただきました。また小中学校、高校、大学に啓発チラシを配布しまして、ヤングケアラーについて周知を図りました。

続きまして10ページをお願いいたします。19の一時預かり事業の充実についてでございます。赤穂すこやかセンター内で、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かる事業でございますが、これまでは1日の預かりの利用可能時間を4時間までとしておりましたが、令和4年度から6時間までに延長し、利用時間の拡充を図りました。子育て支援課からは以上でございます。

～事務局～

続きまして、生涯学習課関係の主なものについてご説明いたします。

10ページ11ページ21番、放課後児童健全育成事業（アフタースクール）の充実をお願いいたします。アフタースクールにつきましては市内9小学校で開設をしております。原小学校区利用希望者については、有年アフタースクールで受け入れを行い、市内全小学校区において実施いたしました。また、坂越アフタースクールでは、坂越小学校の教材室37平米をアフタースクールの教室に改修いたしまして、受け入れ児童の室内環境を改善いたしました。説明については以上でございます。

～事務局～

続いて、学校教育課関係についてでございます。拡充した事業について一点ご説明させていただきます。22ページ51番の特別支援教育の充実として、特別支援教育指導補助員を増員しまして、令和4年度は13名を配置してきました。また、障害の有無に関わらず、個別最適化されたインクルーシブ教育の構築に向けて、引き続き各学校での指導体制作りにも努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

～事務局～

続きまして資料2地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策における実績についてでございます。これらの事業は子ども・子育て支援法第59条に規定されている地域子ども・子育て支援事業でありまして、本計画において、量の見込みと確保方策を定めることとなっております。資料2全体を見ていただきまして、実績につきましては、いずれの事業におきましても、確保方策が、量の見込みを上回っている、もしくは同数であるということ。それと、いずれの事業におきましても、確保方策の方が実績を上回っているということから、各種事業いずれも円滑な事業が実施できたものと考えております。資料2の説明は以上でございます。

～事務局～

資料3をお願いいたします。こちらにつきましては、特定教育・保育施設における計画値と実績値についてでございます。1. 利用状況についてでございます。こちらは、各年度末における幼稚園、保育所、認定こども園の利用状況でございます。令和4年度につきましては、1号認定が703人、2号認定が151人、3号認定が240人となっております。

続きまして、下段の二つ目になりますが、赤穂市子ども・子育て支援事業計画と実績との比較についてでございます。(1) 1号認定の確保内容でございますが、公立幼稚園において、3歳児保育を赤穂幼稚園、塩屋幼稚園、尾崎幼稚園の3園にクラス体制で実施していることに伴いまして利用定員を見直しております。その関係で計画値と実績値の方に差が生じております。量の見込みにつきましては、人口減少に伴い計画、実績ともに減少しておりまして、乖離率が0.96となっております。

(2) 2号認定につきましては、令和3年度からの幼稚園3歳児保育において受け入れ人数の拡大、また預かり保育の開始に伴い人数が減少しておりまして、令和4年度の乖離率は0.83となっております。(3) 3号認定につきましては、受け入れ体制の確保に努め、令和3年度から

ほぼ横ばいの状態でございます。資料3についての説明は以上となります。

～事務局～

続きまして、資料4のご説明をさせていただきます。表面には令和5年度の待機児童の状況を、裏面には幼稚園3歳児保育の状況を記載しております。まず表面、令和5年度の待機児童の状況についてです。1. 待機児童数の推移についてです。令和5年4月1日現在の待機児童数は0人、待機児童は発生しておりません。特定の保育所への入所を希望している、あるいは入所希望月が未到来であるなどの理由により、入所保留となっている方が29人おられました。前年度の同じ時期、34人と比較すると5人減少しています。

次に、2. 年齢別待機児童数内訳ですが、4月には0人であった待機児童が11月1日現在には0歳児2人、1歳児2人、2歳児2人の計6人となっております。この6人の方については、令和5年4月以降に申し込みがあった方です。

入所保留児童数は4月には29人であったものが、11月には21人と8人減少しています。これは年度途中に入所が決定した、あるいは申請の取り下げが行われたことによる減少と、年度途中に新たに申し込みがあったことによる増加を差し引きした結果となっております。

保育所の利用申し込みにつきましては、随時申請の受け付けを行っておりますことと、利用希望月が到来することで待機児童として計上される方もおられますので、年度末にかけてこの数字は増加する可能性がございます。

次に、3. 新規申込者数の経年の比較です。令和5年の新規申込者数は201人で、昨年より6人増加しています。年齢ごとの申込者数、前年度との増減比較は記載の通りとなっております。

次に、4. 出生者数の推移についてです。各年4月1日現在の住民基本台帳の0歳人口を記載しております。平成29年と令和5年を比較すると101人減少しており、少子化が進行していることが表れております。保育所の新規申込者数との関係で申し上げますと、保育所の新規申込者数は、先ほど上の表3に記載しております通り、令和4年は195人、令和5年は201人で、この表には記載しておりませんが、令和3年は197人でありましたので、ここ3年間は200人前後で推移しておりまして、少子化が進行しても新規申込者数は減少していないという状況となっております。

次に裏面をお願いいたします。幼稚園の3歳児保育の状況についてでございます。平成30年度に塩屋幼稚園1クラスで開始した幼稚園3歳児保育が実施6年目を迎えております。現在は赤穂、塩屋、尾崎の3幼稚園で1クラスの定員25人、各園2クラス50人、総定員数150人とし、令和3年度からは3歳児の預かり保育も実施をしております。

令和5年度の利用状況ですが、赤穂幼稚園41人、塩屋幼稚園34人、尾崎幼稚園39人、合計114人となっております。150人の定員に対し36人の欠員が生じております。また、各園20人、合計60人の預かり保育枠を設けておりますが、利用者は41人となっております。

次に(2)小学校区別の利用状況についてです。縦軸に幼稚園ごとの利用者数を、横軸に小学校区ごとの利用者数を掲載しております。この表の中で赤穂、塩屋、尾崎の各地区につきましては、太い線で枠をつけておりますが、この3地区が3歳児保育実施園が所在する校区となっております。赤穂幼稚園は赤穂・城西地区から、塩屋幼稚園は塩屋地区から、尾崎幼稚園は尾崎・坂

越地区からの利用が多くなっております。昨年度初めて有年・原地区からの利用がありましたが、今年度は有年・原地区からの利用はございませんでした。この表の一番下の段になりますが、校区ごとの3歳児の人口と幼稚園3歳児保育の利用率を記載しております。一例として、赤穂地区でしたら3歳児校区人口50人中27人が3歳児保育を利用されており、利用率は54%となっております。

次に(3)その他の3歳児の施設等利用状況です。城西地区を例にとりますと、先ほどご説明しました上の(2)の表の城西地区の校区人口31人中12人が公立幼稚園の3歳児保育を利用しています。そして(3)の表の城西地区の欄をご覧いただきたいのですが、公立保育所が6人、市内私立保育所が5人、市内認定こども園が5人の利用、そして市外施設を利用されている方が1人ということで、合計17人が何らかの施設を利用しておられます。残り2人の方は在宅で保育をされているか、もしくは認可外保育施設等を利用しているものと考えております。(3)の表の一番右端の合計欄の通り、保育所、認定こども園、市外施設を利用している方は全部で135人で、(2)の3歳児保育利用者の114人と合わせると249人となり、3歳児の人口276人から249人を差し引いた27人の方が在宅で保育をされているか、もしくは認可外保育施設等を利用しているものと考えられます。資料4の説明は以上となります。

～会長～

ありがとうございました。

今の資料につきまして、素早く変更点のみ追加点のみというようなことでしたので、もしかしたらわかりづらいところもあったかもしれませんが、もし今、特にというようなことがございましたら出していただきたいのですが、いかがでしょうか。後で質問等承ることもできますけれども、まずは今、これについてというのがありましたらお願いいたします。

待機児童も含めまして、赤穂市では、特にこの部分が不足して子どもをなかなか預けられないですというようなことは、特にはですね、数的にはないかなとも思いますけれども、実はっていうようなことがもしございましたらば、また後ほどご意見等を出していただければと思います。

4. 協議事項

・次期計画策定にかかるニーズ調査等の実施について

～会長～

次に、次第4の協議事項に入らせていただきたいと思います。次期の計画策定に関わるニーズ調査等の実施ということについて、資料が5から7まで、ご説明お願いいたします。

～事務局～

それでは、次期計画策定に係るニーズ調査等の実施について、ご説明いたします。

資料5の1ページをお願いいたします。(仮称)第3期赤穂市子ども・子育て支援事業計画の策定についてです。

まず、現在の第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画についてですが、詳細は2ページでご説明いたしますが、子ども・子育て支援法に基づき、5年を1期とする計画を策定することが義務づけられており、現行の第2期計画の期間が令和6年度末までとなっております。令和7年

度以降につきましても、引き続き社会状況の変化に対応した子育て支援施策を計画的に推進するため、「(仮称)第3期赤穂市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、本市の柱であります「赤穂市総合計画」や「地域福祉計画」、「男女共同参画プラン」など各計画と連携しながら切れ目のない子育て支援施策の充実を図っていく必要があります。

また、次期計画に合わせて、後程3ページでご説明いたしますが、令和5年4月1日に、こども家庭庁が発足し、同時に「こども基本法」が施行されましたが、このこども基本法の第10条において、市町村においては、国の「こども大綱」と都道府県が策定する「こども計画」を勘案し、こども施策に関する事項を一体のものとした「市町村こども計画」を策定することが、努力義務化されております。以上のことを踏まえまして、本市につきましては、令和7年度から令和11年度までの5年間の期間とする計画については、「(仮称)第3期赤穂市子ども・子育て支援事業計画」と「市町村こども計画」を一体とした計画を策定していきたいと考えております。

続きまして、2ページをお願いいたします。新たな計画をどのような構成で策定するのかについて、ご説明いたします。次期第3期計画においても、現行の第2期計画を引き継ぐ形で策定したいと考えております。そこで、第2期計画について少しご説明させていただきたいと思っております。

現行の第2期計画は、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」の3つの計画を包含した位置づけとして策定いたしております。それぞれの計画ごとの説明をいたします。

子ども・子育て支援事業計画につきましては、法律において、市町村はこの計画を策定することが義務として課されております。内容としましては、先ほど報告事項で令和4年度の実績についてご説明しましたが、資料3、資料4の幼稚園や保育所、認定こども園の利用定員の確保、並びに資料2の地域子ども・子育て支援事業などの提供体制を確保することを目標とすること、その他資料1の各種事業により、より子育て支援を充実させることを目的に策定するものであります。

次に、次世代育成支援行動計画ですが、次代の社会を担う子どものための各種施策についての計画ですが、地域における子育ての支援、母子の健康の確保と増進、子どもの教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭との両立の推進等に取り組む、特徴的な施策として、ワークライフバランスや、仕事と子育ての両立など、具体的には、男性の育児休業や年次有給休暇の取得促進などに取り組む計画であります。

次に、子どもの貧困対策計画につきましては、子どもの貧困対策に関する各種施策についての計画ですが、支援を必要とするこどもや家族に対しての、教育や生活、就労や経済的な支援施策に取り組む計画であります。

このような、3つの計画を包含した第2期計画を次期計画に引き継ぎたいと考えております。

次に、3ページをお願いいたします。先ほどの第2期子ども・子育て支援事業計画と一体として作成したい市町村こども計画について、ご説明いたします。本計画については、先ほどご説明しましたとおり、こども基本法に規定された計画で、本計画策定は努力義務となっております。「計画を定めるよう努めるものとする。」と規定されております。

まず、こども基本法の第1条では、目的として、次代の社会を担う全てのこどもが、こどもの

心身の状況、置かれている環境等に関わらず、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進するとあります。ここでいう「こども」とは、年齢にとらわれずに、心と身体の発達の過程にある人ということで、第2条に規定されています。そういった意味合いで、ひらがなの「こども」となっております。

また、第9条では、こども大綱について規定されていますが、こども大綱は、こども施策に関する基本的な事項のほかに、これまで各法律に規定されてきました「少子化社会対策大綱」、「子ども・若者育成支援推進大綱」「子どもの貧困対策に関する大綱」を一つに束ねた、こども政策に関する重要な事項を一元的に定めた大綱であると規定されております。国は、こども大綱を定めなければならないこととなっております。

次に、第10条では、市町村こども計画についての規定ですが、市町村は、先ほどの「こども大綱」と「都道府県が策定するこども計画」を勘案し、「市町村こども計画」を定めるよう努めることとされており、その内容については、子ども・若者計画、子どもの貧困対策計画、その他こども施策に関するものとして、子ども・子育て支援事業計画や次世代育成支援行動計画など一体のものとして作成できると規定されております。

このような動向を踏まえまして、次のページ、4ページに記載しておりますが、次期計画を、第2期子ども・子育て支援事業計画の後継としつつ、こども施策を総合的に推進するための計画として、令和7年度から令和11年度までを期間とする「赤穂市こども計画」として策定したいと考えております。

赤穂市こども計画につきましては、この図のとおり、第2期計画で取り組んだ3つの計画に、子ども・若者計画を包含した構成ですが、子ども・若者計画については、子ども・若者を取り巻く、孤立や孤独、将来への幸せの実感が低い、格差社会といった社会的な側面ですとか、児童虐待やひきこもりなど家庭での課題、地域とのつながりの希薄化、インターネット利用の拡大といった子ども・若者の過ごす場に対する対応について取り組むものですが、この子ども・若者計画を包含したものといたします。

次に、資料の5ページをお願いします。次期計画策定のための調査の実施についてでございます。

まず、1点目としまして、子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査と、2点目としまして、次のページ6ページにあります、子どもの貧困対策計画に関する子どもの生活実態調査の2種類の調査を来年1月に実施したいと考えております。

1点目のニーズ調査につきましては、調査の目的は、教育・保育及び地域子育て支援事業の利用状況を把握し、将来の「量の見込み」を推計するとともに、本市の子育て支援施策の充実を図るため、子育て世帯のニーズや意識を把握するための調査であります。

調査対象は、前回5年前と同じく、就学前の児童の保護者及び小学1年生から5年生までの児童の保護者です。また、今回から始めて実施する予定としておりますが、小学4年生、小学6年生、中学1年生の児童生徒にも調査したいと考えております。これにつきましては、こども基本法の11条に、こども施策を策定、実施、評価するに当たり、施策の対象となるこどもや子育ての当事者などの意見を反映させるために必要な措置を講ずることとされており、これに基づき、子どもたちの意見を聴くものでございます。

調査方法につきましては、学校園所に通われている児童生徒やその保護者については、学校園

所を通じて配布、未就園のお子さんの保護者については郵送としまして、回収は今回初めてとなりますが、原則Webでの回収とし、Web回答が難しい場合のみ、学校園所で回収もしくは未就園の保護者の場合は郵送での回収とします。

続きまして、6ページをお願いします。2点目の子どもの生活実態調査についてですが、調査の目的は、子どもの生活環境、家庭が抱えている困難、ヤングケアラーの実態などを把握し、子どもの貧困等に関する今後の施策推進のための基礎調査でございます。調査対象は、前回と同じく、小学5年生、中学2年生の子どもとその保護者及び今回の調査で追加としておりますが、高校2年生の生徒と保護者も対象といたします。

調査方法につきましては、小学5年生、中学2年生の児童生徒とその保護者は学校配布、高校2年生の生徒とその保護者は郵送とします。回収方法につきましては、原則WEB回答とし、WEB回答が難しい場合は、小学生と中学生は学校回収、高校生とその保護者については、郵送での回収といたします。

調査のスケジュールですが、1月下旬から2月初旬にかけて、調査票を配布し、2月中旬ごろに調査票を回収しまして、その結果について、3月下旬ごろに、第2回子ども・子育て会議を開催し、報告したいと考えております。

続きまして、資料6、6-1から6-3をお願いいたします。子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査についてご説明いたします。その前に、さきほどの資料5の5ページの下欄をご覧いただきたいのですが、本調査の構成についてですが、前回調査を基本としつつ、トレンドや政策動向、地域の実情等についても考慮しながら、全国共通で量の見込みを算出する項目と、赤穂市の子育て支援の現状把握や施策推進につながる項目についての調査を実施したいと考えております。

資料6のニーズ調査の設問項目表をお願いいたします。まず、就学前児童の保護者用の調査でございます。表中の必須項目欄ですが、黒丸になっているところは国が示している必須項目、白丸は任意項目、星印は赤穂市の独自項目となっております。また、その右の欄の四角の印は、前回調査した項目です。調査項目の一部は、現在のトレンドなども勘案し、選択内容等を変更しているものもありますが、基本的に前回の設問項目を踏襲しております。その中で、今回新規で追加した項目ですが、資料6-1をお願いいたします。3ページの間14で、ご近所や地域の人々とお付き合いの状況を聞く項目を追加しております。これにつきましては、子育てが難しい要因の一つに、地域との希薄化が進んでいるという課題がありますので、近所付き合いの状況をお聞きしたいものであります。

7ページの間17-2ですが、前回は、幼稚園の3歳児保育の利用ニーズに対する調査でしたが、今回はいろいろな教育・保育のサービスがあるなかで、特に「幼児期の教育の利用希望を強く望む」ニーズを正確に算出するための設問ということで追加しておりますが、これは国の任意の設問となっております。

次に、8ページの間18ですが、設問の⑩病児・病後児保育事業以降を追加しております。また、間19ですが、間18に挙げている子育て支援を行う施設の利用ですが、利用しない理由について聞く項目を追加しております。

次に、10ページの間22につきましては、国が進めております「こども誰でも通園制度」の利用希望を聞く設問ということで追加しております。

続きまして、ニーズ調査の小学生の保護者用の設問についてです。資料6の裏面をお願いいたします。設問内容につきましては、前回とほぼ同じ内容ですが、前回と比べ、3問追加しております。

資料6-2をお願いします。3ページをお願いします。問13につきましては、先ほどの調査と同じく、地域の人々とのお付き合いの状況です。また、12ページの間23、問24につきましては、地域で実施している学習支援と子ども食堂の利用希望についてお聞きしております。

続きまして、資料6-3をお願いいたします。こどもを対象としたニーズ調査ということで、今回初めて調査を行うものです。これにつきましては、先ほどもご説明しましたが、こども基本法において、こども施策の計画策定に当たっては、こどもの意見を聴き施策に反映させることが規定されており、そういったこともあって、こどもに対しアンケートを行うものです。

調査内容ですが、資料7-2、子どもの生活実態調査の子ども用をお願いします。基本的には、子どもの生活実態調査の項目の一部と同じ内容となっております。見比べていただければと思いますが、資料6-3の問の1から8までと、問14から16までは、子どもの生活実態調査と同じ項目です。食事の有無や相談相手の有無、放課後の居場所、ヤングケアラーについての項目となっております。また、子どもの生活実態調査と異なる設問については、問9からとなりますが、学習支援や子ども食堂の利用希望、スマホやインターネットの利用についての調査となっております。

小学4年生、6年生、中学1年生が対象ということで、質問項目をできるだけ少なくするとともに、今のトレンドであります子どもの居場所や、スマホ及びインターネットの利用、ヤングケアラーについて、こどもの意見を聴きたいというのが主旨であります。

続きまして、資料の7-1子どもの生活実態調査の保護者用でございます。内容につきましては、保護者の職業や年収に関すること、日常生活に関すること、公的な制度の利用状況などの設問ですが、特に年収のようなセンシティブな情報も含まれた調査となっております。本調査については、前回の調査と全く同じ内容となっております。

続きまして、資料7-2、子どもの生活実態調査の子ども用でございます。本調査につきましても、前回実施した項目に合わせております。問1から8の生活状況などに関する調査、問17の相談者の有無、問20から問32は放課後の過ごし方や生活状況、生活環境による心理的な考え方による項目は同じものとなっております。また、前回から追加した項目については、問9から問16のヤングケアラーについての項目ですとか、問18、19においては、問17の相談相手の有無により、相談者がいる場合はだれに相談するのか、もしくは、相談者がいない場合は、何を相談したいのかといった設問を追加しております。また、問33から問35については、子どものニーズ調査と同じ項目ですが、ヤングケアラーという言葉を知っているか、自身はヤングケアラーに当てはまるか、周りにヤングケアラーと思われる人がいるかといった設問を追加しております。

生活実態調査は、保護者の収入等により、子どもがどのような生活環境に置かれているのかを調査するものでありますので、それぞれ調査票の右上にある8桁のシリアル番号により、親子であることの紐づけを行い、クロス集計することとしております。

少し説明が長くなりましたが、次期計画策定の主旨、及び、ニーズ調査、生活実態調査の内容については、以上で説明を終わります。

～会長～

ありがとうございました。

かなりタイトな内容になっていますので、確認という意味で資料5のところにまとまっております。

この会議では、第3期赤穂市子ども・子育て支援事業計画を策定しましょうということが大きい目的になっております。それと同時に、こども基本法というのがこの4月からできておりますので、その中にうたわれているものを赤穂市でも作っていきましょうということで、第3期、次期の子ども・子育て支援計画もその中に含まれますよってというのが、資料の4ページのところですね、第3期の子ども・子育て支援事業計画の位置づけというような関係になっております。

子ども・若者計画ですとか、赤穂市子ども計画という大きい計画をこれから徐々にやっていくことになっていきますけれども、その中の一番重要だといってもいい計画の一つがこの第3期の子ども・子育て支援事業計画ではないかと思っております。といいますのも、今の計画の子どもの貧困調査ですとか、最初の計画もそうですけれども、アンケートを実際にとって協力していただいて、それをかなり政策に反映させてきているという実績が赤穂市の場合はあると思いますので、まずはこの第3期の計画を丁寧に皆さんと協力しながら策定していくというところが、まずはこの会議の目的であり一番大切なところかなと。それがこども計画にも繋がっていくのではないかなと感じているところです。そのために、まずは現在の進捗状況、報告事項ということで、資料1などを見て、これ具体的にどうなの、と質問したいというところがあったのではないかなと思っておりますけれど、これまでのことを踏まえながら、新たにアンケート調査、子どもの生活実態調査というものを行う、それに追加して、子どものニーズ調査、子どもアンケートも行うと。それに当たっては基本的には前回とったアンケートをベースにしているんですけども、時代状況などを鑑みて、新たにアンケート項目に追加したところがありますよというのが、さっきご説明があったところで資料6のところに、前回と同じとか、これは国が調査しなきゃいかんと言っているという必須項目があったりとか、赤穂市独自というようなところが、一覧になってわかりやすくなっているかと思っております。

資料6-1、2、3、資料7-1、2は、実際のアンケート項目についての資料でしたけれども、保護者用には年収等があつてかなりセンシティブな内容とご説明がありましたが、子ども用についても、子どもによっては、「どうしよう答えづらいな」という項目もあるのではないかなと思ったりしております。そのあたりについてもご感想等を出していただけたらなと思います。

今回大きく変わるのが、配布は紙ベースで、アンケート調査自体は基本Webということですよ。Web調査になりますと、私自身の大学での授業アンケートなどの様子などを見てみますと、かなり回答率が低くなる傾向にあるかなと思っておりますが、その分、Webだと思った通りのことを回答できるというような側面もあるかもしれないと思ったりしています。近年の様々なアンケート調査というのは、Webで行うのが趨勢のようにも思っておりますし、特に高校生もありますので、今回はそのように実施するということです。

ニーズ調査も含めたアンケート調査の説明に関するご質問ですとかご意見、さらには一番最初に報告ということで説明していただきました令和4年度の進捗状況についてのご質問等でも構いませんので、お気づきの点など出していただければと思いますがいかがでしょうか。

非常にタイトで期間も長くて、言葉遣いも行政の言葉というか堅苦しい普段使わない言葉ですので、ちょっとわかりづらいところがあると思いますが、全体ではなくて、ご自分が関係するところで、これはどうなんだろうっていうあたりで見ただけでしたら、逆にそれがとても具体的で役に立つのではないかなと思いますがいかがなものでしょうか。

前回のアンケート調査のときですとか、そのときのご経験・ご感想なども出していただければと思いますがいかがでしょうか。

～委員～

たくさんアンケートがあって何が何だかよくわからないという感じです。資料6-3の子どものアンケートですがこれは紙なんですか？

～事務局～

お配りするアンケートはこの紙のままでお送りさせていただいて、回答は基本はWebです。

～委員～

携帯持ってなかったら、親の携帯を借りるってことですか。

～事務局～

お子さんのほうが学校で端末、タブレットをお持ちでして、それを利用させていただこうかと考えているところです。

～委員～

子どもの回答は学校でタブレットでということになるんですね。基本的に紙はないんですか。

～事務局～

もしWebが難しい場合は、この紙で回収させていただくということです。

～委員～

タブレット1人1個もらってるんですかね。

～事務局～

はい。

～委員～

じゃあ、それで回答するんですね。なるほど、わかりました。資料6-3の間9と間10が私に関わらせていただいている部分ですが、無料の学習塾・学習支援と子ども食堂ということで、つながりの場作りのほうで食料支援も関わっている団体が、私も含め2団体あるけれども、その辺りの項目がないので。居場所にはなるんですけど、「食糧支援、相談支援等があれば参加したいですか。」とかその辺が抜けてるんじゃないかなっていうところと、間8が場所なので、

たぶん問9、10に場所っていうことを言ってるのだと思うのですが、その後になぜスマホがくるのか、その後にインターネットがあるんですけど、繋がりがよくわからないのですが。

あと、もう一つ気になるのが、ヤングケアラーという言葉を知っているかという意味では、みんなが「なんだろうこれ？」みたいなところがあると思うので、長い計画にはなると思うので、「ヤングケアラーに自分が当てはまると思いますか。」というところで、当てはまるのであれば、どういったことで当てはまるのか、すごく微妙だとは思いますが、一番の問題はどういったことでヤングケアラーになってるかっていうことを知らないといけないのではないかと。そこまで問題ができるのかどうかはわかりませんが。その後自由項目はあるけれど、やっぱり書きにくいんじゃないかなと思うんですね。簡単であっても、ここにせつかく例が書いてあるので、どういった部分かというのを分析するのもありじゃないのかなと思います。

～会長～

事務局いかがでしょうか。

～事務局～

まず、フードパントリー、食料支援につきましては、確かに子ども食堂と同じような感じになっているんですが追加するという事もできます。そのフードパントリーというのは実施されている地域では周知されているのかと思いますが、遠く離れた地域では「フードパントリー」という言葉がわからないところもあるので、周知する意味も込めて、アンケート調査に追加してもいいのかなとは思いますが。そのあたりどうでしょうか。

～委員～

確かに食糧支援を週2回、相談支援を2回ってことでメインは相談支援ということになってると思います。書き方にもよるかなとは思いますが、せつかく相談支援という事業があるので、それを放っておくのはちょっと違うんじゃないかなと思う。大人のところには無いんですか、「子ども食堂があったら活かしたいですか。」というのは、確かあったような気もするのですが。

～会長～

資料6-2の12ページですね。

～委員～

この部分は貧困に対してのアンケートだと思うので、「食料を配布するようなところや、そのような困りごとがあった場合に民間の相談できる場所があればいいですか。」というような設問があってもいいんじゃないかなと思います。

～事務局～

資料6-3の問5で「あなたは悩んだり困ったりした時に相談できる人はいますか。」とお聞きしていて、もし「いる」の場合は問6に行ってください、「相談できる人がいると回答した人にお聞きします、それは誰ですか。」とお聞きしています。この回答欄に「つながりの場」を追加する

ことも可能かと思えます。

～委員～

でも、これは子ども用のアンケートですよ。やはり大人用にも欲しいですし、貴重な税金を使っていただいている補助事業にもなるのでそういった意味でも一番大きい部分だと思う。子ども食堂にしても学習支援にしても、子どもの居場所という意味ではいいとは思いますが、貧困対策やヤングケアラーに対する課題のブラッシュアップという意味では、相談支援事業が一番の肝の部分じゃないかなと思いますので、そのあたりもう少しご検討いただけたらなと思います。

～会長～

ありがとうございます。

資料6-2の小学生の保護者用の問23、24のところでお話がありましたが、この問も含め11ページからは赤穂市独自の質問項目ですので、場合によってはアレンジして、選択肢の中に入れることができるのではないかと思います。前回と同じものであっても、それはそれで意味があると思えますし、新しい項目を追加することもできるのではないかと思います。アンケート事情、とくに数的なところの事情がわかりませんが、アンケート項目に前回のものにプラスして、例えば食糧支援があるとか、子ども食堂と一緒に並べたりとか、物質的なところだけっていうのもなんですが、そういうアレンジができないものか検討していただければと思います。

～事務局～

コンサルさんと相談して考えてみます。そこだけで一つの設問になるかどうかはわかりませんが検討してみたいと思います。

～会長～

ありがとうございます。他にございませんでしょうか？

～事務局～

先ほど言われていた、6-3のスマートフォンの件ですが、子どもの居場所について問8で「放課後、どこで一番よく過ごしますか」とあり、次に学習支援、もしくは子ども食堂を利用・参加したいか」があって、次にスマートフォンというのがあります。国の方で「こどもの居場所づくりに関する指針」というのができていますが、物理的な場所だけでなく、バーチャル的な世界も居場所として位置づけています。確かにスマホといえば、家するような感じもしますが、ネット環境の中での居場所についても知りたいということで、このような順番となっておりますので、ご了承いただければと思います。

～委員～

わかりました。確かに他の市町村では子どもの相談ごとのLINEなどを導入されているところもあるので、今後そういったことも必要かなとは思えます。ありがとうございました。

～事務局～

あと、ヤングケアラーについてですが、どういった内容で自分をヤングケアラーだと思っているかっていうことですが、そこまで踏み込むのは、お子さんにとっても答えづらいかなと思うところがありまして、ここでは絵を載せているんですが、こういった場合に該当するのであれば自分はヤングケアラー、また、こういった状況の子が周りにいるなというくらいで留めておけばと思っておりまして、それ以上踏み込むのはどうかなと思っているところです。

～会長～

よろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。

～委員～

1点確認をさせてください。資料5の6ページの次期計画策定のための調査ということで、今回新たに高校生の方も対象にアンケートをするということで、小学校5年生、中学校2年生の方は学校配布ということで、これはもちろん赤穂市に在住の方なので全員に確実に配布できる。高校2年生の方については、赤穂市に在住の方でいいのか、赤穂高校ではないですよね。赤穂市在住で高校2年生というのは、どのようにして調べるのかなというのが一つと、この方々に郵送配布で、しかも大体はWebで回答というと、さっき会長がおっしゃったように、非常に回答率が下がるんじゃないか、そうでないとしても上がらないんじゃないか、郵便が来ても気づきませんでした、Webでもなかなかやりませんということで、どう回答率が上がるのか懸念があります。その辺の工夫や、高校2年生を全員調査はどのようにするのかとかについて、教えていただけたらと思います。

～事務局～

まず調査方法、高校2年生の抽出ですけれども、児童手当等の情報を元に対象者を絞って、高校2年生の年齢の方に送りたいと考えています。高校になりますと皆さん色々な高校に行かれていますので、学校配布は難しいだろうということで郵送配布ということにさせていただいています。回収率がどうなるかは未知数ですが、前回、小学校5年生、中学校2年生の子どもと親対象で、学校回収であっても回収率が53.6%でした。年収などセンシティブな情報があったので回収率が低かったのかなと思っています。ただ、今度Webになりますと、そういったセンシティブな情報が学校回収ではなくWebということになったら、反対に回収率が上がらないものか期待もしています。確かにこちらから調査してくださいと郵送配布したとしても、知りませんって回答しない場合もあるとは思いますが、どういった方法が回収率を良くするのか今のところ見えてないところもありますので、いい案があったら教えていただきたいです。

～委員～

そうすると、高校2年生の抽出ができるということは確実で、その人に送り、今後のためにぜひ協力してくださいという呼びかけに対して、どれだけ回答いただけるのかなというところですね。どうしたら回収率が上がるのかっていう妙案がすぐに浮かぶかというとなかなか難しいので、回収率が低いとやはり少数意見になってしまうので、その辺を工夫していただけたらなと思

います。

～会長～

ありがとうございます。

一般のアンケートでは2割回収出来たらラッキーというくらいの世界ですので、赤穂市からアンケートが来て政策に反映されるとまでは思わないかもしれませんが、まずはやってみたいというふうに思っているところです。他ございませんでしょうか。

～委員～

タブレットですが、学校に置いてあるんですか。不登校の子などのアンケート回収についてはどういった形でしょうか。

～事務局～

タブレットの持ち帰りもできますので、持ち帰ってから提出することもできます。

～委員～

実際ヤングケアラーだと学校に行けてない子が多いと思うんですね。学校に来られないなどの問題を抱えてる子にできるだけ答えてもらいたいし、そういう子たちに届かなくてはと思います。たぶん、ちゃんとした家庭ほど、こういうのを答えるんですよね。本当に悩みを抱えている子に、このアンケートをもって自分たちの悩みを訴えてもらいたいと思うし、そこを回収できれば仕方がないという感じではなくて、その辺もどういった形で回収をしていくか、できるだけ皆さんで考えていただけたらなと思います。

～会長～

ありがとうございます。他ございませんでしょうか？

～委員～

資料6－3子どもアンケートの間14下ですが、ヤングケアラーはこんな子どもたちですっていうところ、小学4年生がいらっしゃいますので、振り仮名を入れていただきたいなと思います。

あと、先ほどの委員の質問から、タブレットを持って帰ってアンケートに答えるということがあるとわかりました。ここに書いてあるアルコールや薬物とかギャンブルなどの問題を抱えている家族に対応しているということで、それを答えていると見つかったりしないだろうかということも考えるんじゃないかなと思いますので、答える場所について、子どもが答えやすいようにお願いしたいなと思います。以上です。

～事務局～

子どもたちや保護者の回答については、学校の実態もありますので、どんな状況が一番答えやすいとか、どうやって回収率を上げるかっていうのを、校長会などでお諮りしまして、配る前には、検討しておいてもらおうかなとは思っておりますので、急に答えるということはないよう

に準備をしておきたいと思っております。

～事務局～

ヤングケアラーの絵については、振り仮名を振るようにします。

～会長～

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。他ございませんでしょうか。

～委員～

高校生の回答の件ですが、封書で届くと開けないといけないので、そこまでたどり着かない可能性がありますので、開けなくてもQRコードにたどり着けるようにするといいかないと思います。はがきの裏面に趣旨が書いてあって、そこにQRコードがあればすぐ出てきますので、でも封筒開けてとなると、なかなかそこまでがたどり着くのが難しい気がしますので、ご一考をお願いいたします。

～オブザーバー～

紙で配るのか、はがきで配るのかにもよりますが、はがきで送った場合、QRコードを表面に印刷して、すぐ高校生にわかってもらえるような形にすることはできますので、事務局とご相談してなるべく回答していただけるようにしたいと思います。

～会長～

よろしくお願いいたします。他ございませんでしょうか。

～委員～

私自身6歳と2歳の子どもがいますので、そこがアンケートでも気になったところです。上の子は3歳児の幼稚園に入れたんですが、下の子を妊娠して保育所を退所しないといけないということがあり、3歳のときに復帰する予定はあるんですけど、2歳の時点では、3月に下の子が生まれるから3歳児に上がれないということがあり、急遽、幼稚園を希望することになったんです。私自身が坂越なんですけど、赤穂・塩屋・尾崎ということで、どこにまず行こうとか、定員がどうなのか、あとは預かりの枠について応募しても入れなかったら本当にどうしよう仕事ができないという、いろんな不安がすごくあって、やはりその3歳のときに悩むことが多かったです。次に下の子が3歳児になるんですけども、私は保育所の方を選択させてもらいました。最初に実態を見させてもらったときに、こんなにも3歳児の定員割れがあるということに勿体ないなという思いがあります。周りの話を聞いていたら、預かりに入れたいけれども、幼稚園の3歳児は途中では入れることができない。4月の時点で預かりの枠か通常の枠かを決めなくてはいけないので、私もですが、みんなもそこで悩んでいるので、そのあたりが本当は一番伝えたい。就労状況などは、いろんな資料などで伝えられているが、途中入所したいという意見とか、保育所からの幼稚園、3歳っていう学年の中での預かりを充実させていただきたいという意見などを伝える場所が普段なかなかないので、こういうアンケートに記載させてもらいたい方も多くいるん

じゃないかなと感じました。

～会長～

ありがとうございます。このご意見はたぶん、赤穂市の計画の方にもしかしたら反映されるかもしれませんが、ありがとうございます。他いかがでしょうか。

～委員～

先ほどのお話にすごく共感しました。私自身も去年3歳児保育を通常枠で利用させてもらったのですが、途中で仕事ができないということで悩んだりもしたので、ぜひご検討いただけたらと思います。

～会長～

ありがとうございます。他いかがでしょうか。ございませんでしょうか。

かなりの時間になりました。この他資料等読んでいただいて、追加あるいは質問等がございましたら事務局の方にお寄せいただければと思っております。

できるだけ皆さんのご意見を反映させた形でやってくれるだろうと思います。制限等もあるかもしれませんが100%というわけにはいかないかと思えますけれども、ぜひ何らかの形で反映させていただきたいなと思っております。

基本的にはこうしたニーズ調査をさせてもらうというような方向でよろしいですね。もし不備などありましたらご意見等頂戴できればと思っております。その場合、事務局と相談させてもらって、皆さんに諮らなければならないような重要なことがありましたら何らかの形でお伝えしたいと思えますけれども、まずは会長一任ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

～会長～

はい、ありがとうございました。その他、何か皆様からご意見ですとか、要望等ございますでしょうか。

特にないようですので、それでは事務局の方にお返ししたいと思います。

5. その他

～事務局～

様々なご意見いただきましてありがとうございました。ご意見を踏まえ、修正するべきところは修正してアンケートを完成させていきたいと考えております。またこの後も皆様のご意見をお聞きしたいと思いますので、もしご意見等ございましたら12月中ぐらいにお聞かせていただいて、検討した結果アンケートに反映させるべきところがありましたら反映させたいと思えますので、よろしく願います。

今後の予定ですが、議事の中でもご説明申し上げました通り、ニーズ調査等を来年1月下旬に

実施する予定としております。関係する委員の皆様にはお手数をおかけすることとなりますが、ご協力お願いいたします。また、この調査結果の集計分析が終了しましたら、3月下旬を目処に、第2回子ども・子育て会議を開催したいと思っております。開催日につきましては改めて皆様方にご案内いたしますので、年度末のお忙しい時期に大変恐縮ではございますけれども、ご参集いただきますよう併せてよろしくお願い申し上げます。

～会長～

ありがとうございました。

他にないようでしたら、本日の議事はこれにて終了させていただきたいと思っております。本日は皆様からの活発なご意見どうもありがとうございました。心よりお礼申し上げます。また次回もよろしくお願いいたします。

～事務局～

半田会長どうもありがとうございました。それでは本日は長時間にわたり貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。それではこれをもちまして令和5年度第1回赤穂市子ども・子育て会議を終了といたします。本日は誠にどうもありがとうございました。

6. 閉会